

事業用電気通信設備に係る技術的条件について

令和6年10月4日
非常時における事業者間ローミング
等に関する検討作業班事務局

- 事業用電気通信設備については、非常時における事業者間ローミングを実施する場合に、携帯電話事業者が事業用電気通信設備規則に定める緊急通報に係る技術基準を一時的に遵守できない場合がありますことから、そうした状況を制度として想定する方向で検討を進めることとされた。
- 非常時における事業者間ローミングの際、特に緊急通報の挙動に関しては、平常時と比べると一定の差異が生じることが明らかとなっている。具体的には、事業用電気通信設備規則における携帯電話用設備に求められる緊急通報に係る機能について、
 - ① 緊急通報受理機関は発信者の電気通信番号に対しての呼び返しができない場合がある、
 - ② 「緊急通報のみ(認証なし)方式」においては、認証なしで緊急通報を提供するため、被災事業者契約の利用者端末から発信される緊急呼に関し、救済事業者から緊急通報受理機関に対してはIMSI番号の通知が前提となっている、などが明らかとなっている。
- 一方で、現行の事業用電気通信設備規則における関係規定では、こうした制約を想定したものとはなっていない場合があるため、当該制約に従った挙動を許容する旨の制度整備等の検討を行うことが適当である。

(参考)「非常時における事業者間ローミング等に関する検討会 第2次報告書」2-2 緊急通報に係る技術基準について

- 事業用電気通信設備規則においては、緊急通報を取り扱う場合、携帯電話事業者が遵守すべき技術基準として「携帯電話端末の位置情報等を警察機関等に送信する機能を有すること」及び「回線保留又は呼び返し、若しくはこれに準ずる機能を有すること」が定められている。
- しかし、「緊急通報のみ方式」は、発信者の電気通信番号を緊急通報受理機関に送信できず、また、緊急通報受理機関からの呼び返しも行えない方式である。さらに、フルローミング方式であっても、通信設備の障害発生部位によっては、緊急通報受理機関からの呼び返しを行えない障害パターンも想定される。
- このため、両方式による事業者間ローミングを実施する場合には、携帯電話事業者が緊急通報に係る技術基準を一時的に遵守できない場合がありますことから、そうした状況を制度として想定する方向で検討を進める。
- また、緊急通報のみ方式においては、発信者の電気通信番号に代わってIMSI番号を緊急通報受理機関に対して確実に通知されるよう、事業用電気通信設備規則を含む関係する技術基準等を改正する方向で検討を進める。

事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第31号)(抄)

第二款 総合デジタル通信用設備

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

第三十五条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 緊急通報を、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続すること。
- 二 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号その他当該発信に係る情報として、総務大臣が別に告示する情報を、当該緊急通報に係る警察機関等の端末設備に送信する機能を有すること。ただし、他の方法により同等の機能を実現できる場合は、この限りでない。
- 三 緊急通報を受信した端末設備から通信の終了を表す信号が送出されない限りその通話を継続する機能又は警察機関等に送信した電気通信番号による呼び返し若しくはこれに準ずる機能を有すること。

第四款 携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

第三十五条の二十 緊急通報を扱う事業用電気通信設備は、その発信に係る端末設備等に接続する基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続しなければならない。

2 第三十五条の六第二号及び第三号の規定は、前項の事業用電気通信設備について準用する。

■昭和60年郵政省告示第228号(事業用電気通信設備規則第16条第3項等の規定に基づく事業用電気通信設備規則の細目)(抄)

(警察機関等の端末設備に送信する情報)

第四条 規則第三十五条の二の四第二号(第四十五条の八第三項において読み替えて準用する場合並びに第四十五条第二項及び第五十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。

- 一 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号
- 二 発信に係る住所
- 三 電気通信回線の契約者名

2 規則第三十五条の六第二号(第三十五条の十四及び第四十五条の八第七項において読み替えて準用する場合並びに第三十五条の二十第二項、第三十六条の六第二項、第四十五条第五項、第四十五条の八第五項及び第五十四条第二項において準用する場合を含む。) の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。

一 総合デジタル通信用設備

イ～ハ (略)

二 インターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備及び同表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備であつて端末設備等との接続において電波を使用しないものに限る。)

イ～ハ (略) 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号

三 携帯電話用設備及びPHS用設備

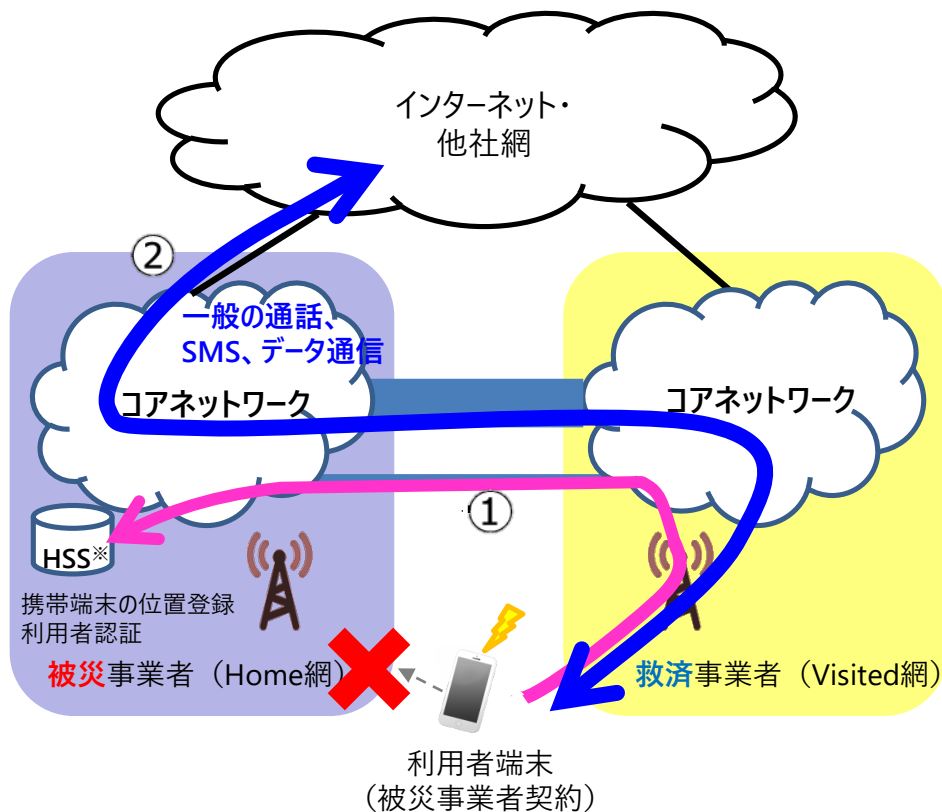
イ 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号

□ 発信に係る位置情報又は発信を受けた基地局に係る位置情報(緯度、経度及び精度情報)

3・4 (略)

「フルローミング」方式

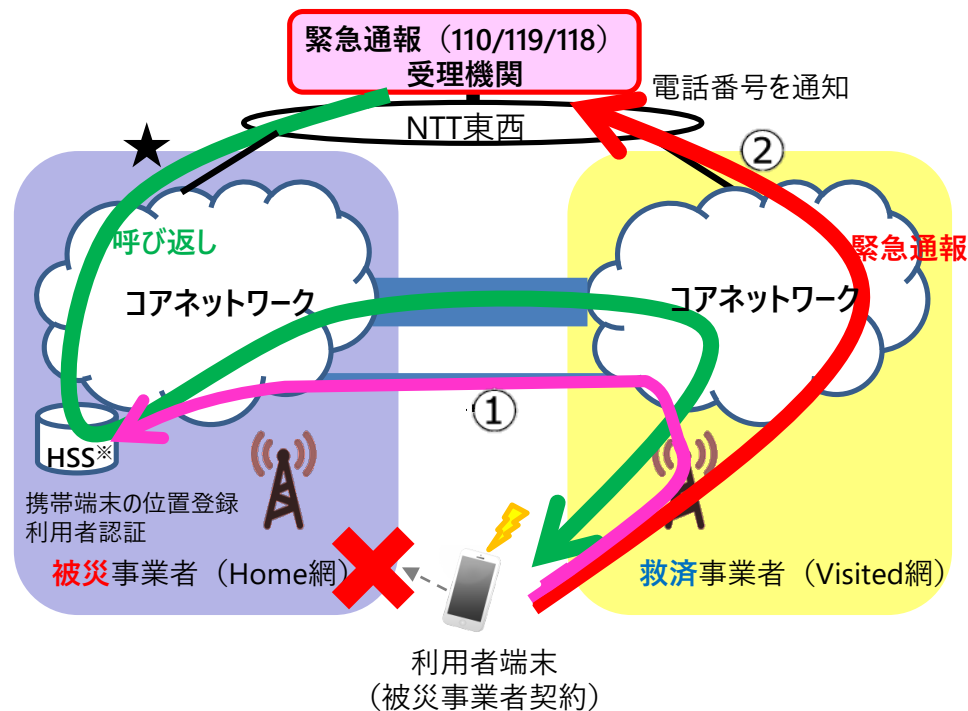
一般の通話、SMS、データ通信が可能



- ① HSS(加入者データベース)による利用者認証や端末位置登録
- ② ①の完了後、一般の通話やデータ通信が可能

緊急通報が可能
緊急通報受理機関からの呼び返しが可能

緊急通報受理機関の指令台に発信者の電話番号が表示される。
緊急通報受理機関はその番号に対して呼び返しができる。



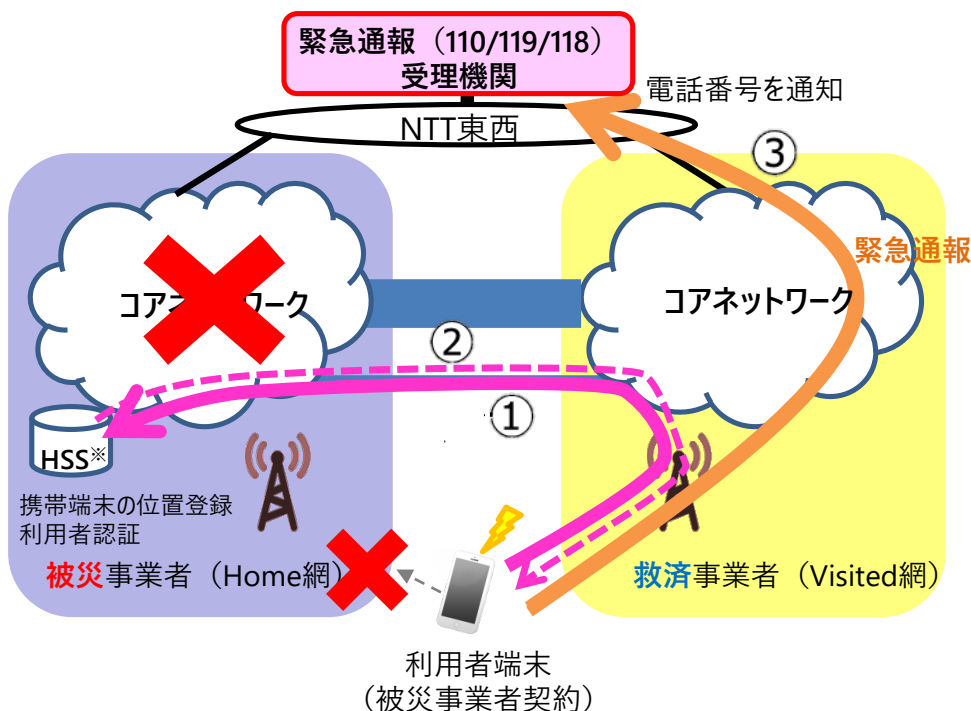
- ① HSS(加入者データベース)による利用者認証や端末位置登録
 - ② ①の完了後、緊急通報の発信が可能
- ★ 緊急通報受理機関から利用者への呼び返しが可能

※HSS: 加入者データベース (Home Subscriber Server) 携帯端末の位置登録、利用者認証を行うための設備

「緊急通報のみ(認証あり)」方式

HSS認証が機能する場合

緊急通報受理機関の指令台に発信者の電話番号が表示されるが、ローミング中においては緊急通報受理機関はその番号に対して呼び返しはできない。

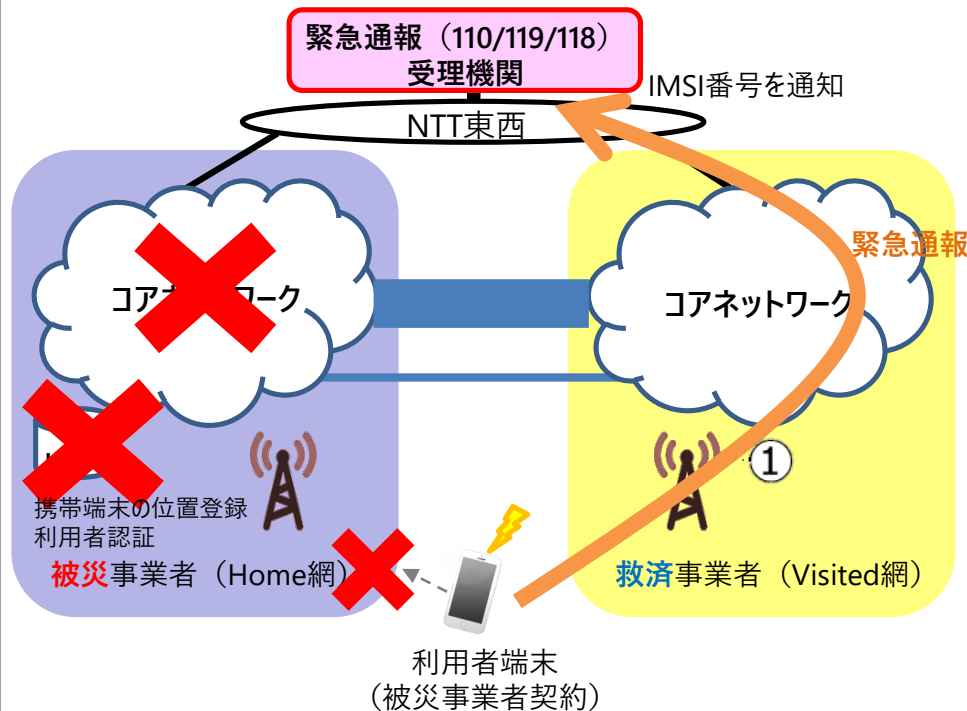


- ① HSS(加入者データベース)による利用者認証や端末位置登録の試行
- ② ①の完了
- ③ コアネットワークに障害が発生しているため、緊急通報受理機関に対する緊急通報の発信のみが可能
(緊急通報受理機関からの呼び返しや一般の通話はできない。)

「緊急通報のみ(認証なし)」方式

HSS認証が機能しない場合

緊急通報受理機関の指令台に発信者のIMSI番号が表示されるが、緊急通報受理機関はその番号に対して呼び返しはできない。



- ① コアネットワークに障害が発生しているため、緊急通報受理機関に対する緊急通報の発信のみが可能
(緊急通報受理機関からの呼び返しや一般の通話はできない。)